

## 令和3年3月に海難審判所で言い渡された裁決39件が、ホームページに掲載されました(令和3年5月)

区 分	海難審判所(東京) 2件 3隻	地方海難審判所 (函館1、仙台4、横浜11、神戸8、広島6、門司3、長崎2、那覇2) 37件 56隻
海難種類(件)	衝突1、乗揚1 計2件	衝突17、乗揚10、施設等損傷4、衝突(単)3、死傷等2、機関損傷1 計37件
関係船舶(隻)	貨物船3 計3隻	漁船18、貨物船12、水上オートバイ6、モーターボート5、遊漁船3、作業船2、油送船2、押船1、砂利運搬船1、引船1、台船1、瀬渡船1、旅客船1、交通船1、ヨット1 計56隻
死 傷 者(人)	死亡4 計4人	死亡2、負傷14 計16人

上記のうち、海難審判所(東京)の裁決2件について、“概要版”を作成しました  
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

- ① **犬吠埼沖合で、貨物船同士が衝突し、1隻が沈没して乗組員4人が死亡した事例**  
視界制限状態となった犬吠埼南方沖合で、南下する貨物船と北上する貨物船とが衝突し、南下する貨物船が沈没した
- ② **宮城県金華山西岸で、貨物船が乗り揚げた事例**  
金華山瀬戸を北方に通航する予定の貨物船が、金華山西岸に乗り揚げ、船体及び海底電力線を損傷し、金華山で停電が発生し、貨物船はのち廃船処理された

海難防止への  
インフォメーション

## ① 貨物船A(499トン) 貨物船B(499トン) 衝突事件

(視界が制限された状況下、貨物船同士が衝突して貨物船Aが沈没し、同船の乗組員4人が死亡した)

【海難概要】 夜間、犬吠埼南方沖合において、霧で視界が制限された状況下、貨物船A(499トン、鋼材約1,310トン積載、5人乗組)が南下中、貨物船B(499トン、鋼材コイル約870トン積載、4人乗組)が北上中、A船の左舷船首部とB船の船首とが衝突し、A船が、浸水して沈没し、同船の乗組員4人が死亡した

## (航法の適用)

\* 一般法である海上衝突予防法(予防法)が適用され、霧で互いに他の船舶の視野の内になかったことから、同法第19条の視界制限状態における船舶の航法が適用される

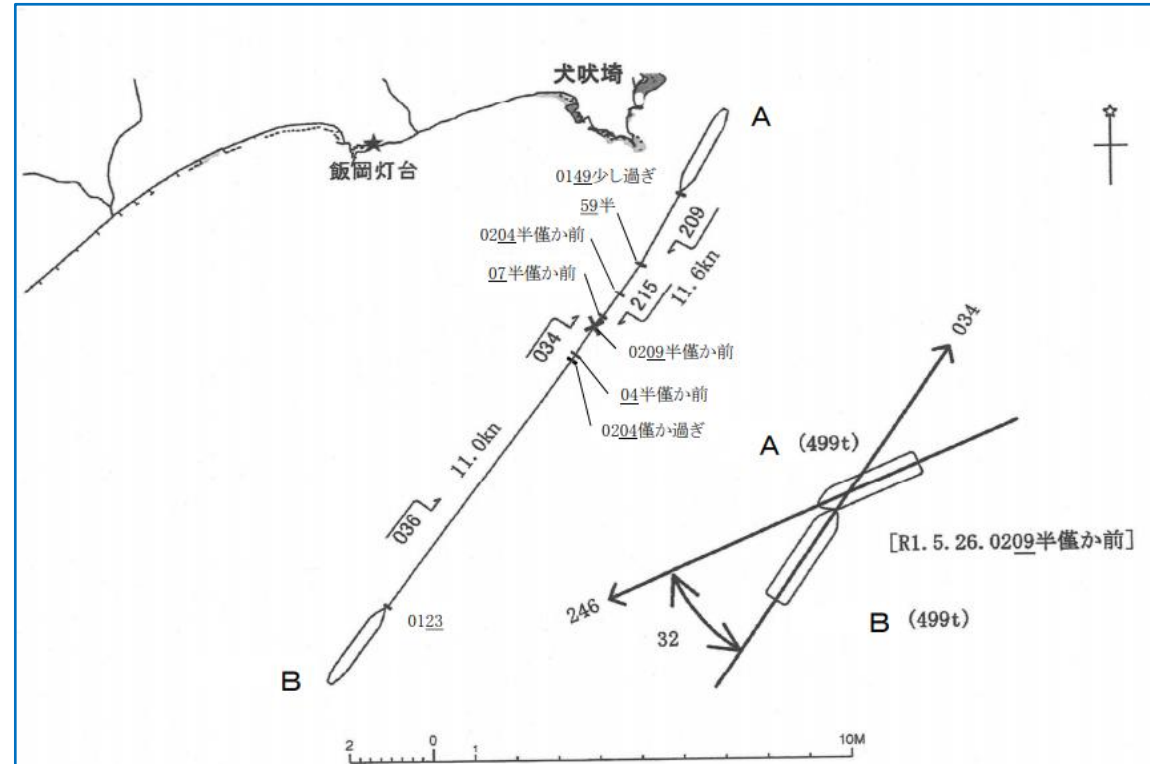
《原因》 両船共に、予防法第19条第6項により、同じ原因が摘示された

- ・霧中信号を行わなかった
- ・安全な速力としなかった
- ・針路を保つことができる最小限度の速力に減じなかった
- ・必要に応じて行きあしを止めなかった

※両船の船長が、船橋当直者に対し、視界制限状態になったときには直ちに報告するよう、指示を徹底しなかったこと、船橋当直者も、視界制限状態になったことをそれぞれの船長に報告しなかったことが、運航不適切を招いた

## 《背景》

- ・A船の船長は、出港時の視界が良好であったこともあり、各船橋当直者が無難に航行するものと思っていた
- ・B船の船長は、瀬戸内海に比べて航行船舶が少ないので、各船橋当直者が無難に航行するものと思っていた
- ・B船の船橋当直者は、A船と著しく接近することとなるのを認めたが、互いに右舷を対して航過できると思っていた



【発生日時】 令和元年5月26日 02時09分半僅か前

【発生場所】 千葉県犬吠埼南方沖合

【死傷者】 死亡4人(A船乗組員)

【損傷等】 A船: 浸水して沈没 B船: 球状船首に折損、左舷錨シャンクに曲損

## 【受審人】

(A船) 船長: 四級海技士(航海) → 戒告  
 (B船) 船長: 四級海技士(航海) → 戒告  
 (B船) 一等航海士: 五級海技士(航海) → 2箇月業務停止

## 《懲戒》

\* A船の船橋当直者(二等航海士)は死亡したため、受審人に指定されなかった

海難防止への  
インフォメーション

## ② 貨物船A(486トン) 乗揚事件

(貨物船が、金華山瀬戸へ向け北上中、金華山西岸に乗り揚げ、船体及び海底電力線を損傷した)

【海難概要】 貨物船A(486トン、山砂1,600トン積載、5人乗組)は、金華山瀬戸を通過する予定で航行中、金華山西岸に乗り揚げ、船底外板に破口等を生じ、海底電力線を損傷して金華山の7戸が停電し、A船はのち廃船処理された

## (関連情報)

- ・A船は、船橋航海当直警報装置の感知から警報までの間隔を12分間に設定していたが、警報が発せられないまま、船橋当直者が居眠りに陥ってしまった
- ・二等航海士(船橋当直者)は、8月上旬から連日山砂を運搬する航海に従事しており、疲労が蓄積し、睡眠不足の状態になっていた
- ・二等航海士は、南方からのうねりによる船体動揺を軽減するため、針路を026度に定め、自動操舵とされていた
- ・二等航海士は、椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たっていた

《原因》 金華山瀬戸を通航する予定で航行中、  
A船: 居眠り運航の防止措置が不十分で、金華山西岸に向首進行した

- \* 二等航海士は、疲労と睡眠不足に加え、周囲に他船を認めなくなったことから気が緩み眠気を催した際、椅子から立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべきであった

## 《背景》

- ・二等航海士は、間もなく手動操舵に切り替えて金華山瀬戸を通航するので、それまで眠気を我慢できると思っていた

## 【発生日時】

平成30年9月6日  
05時21分半僅か前

## 【発生場所】

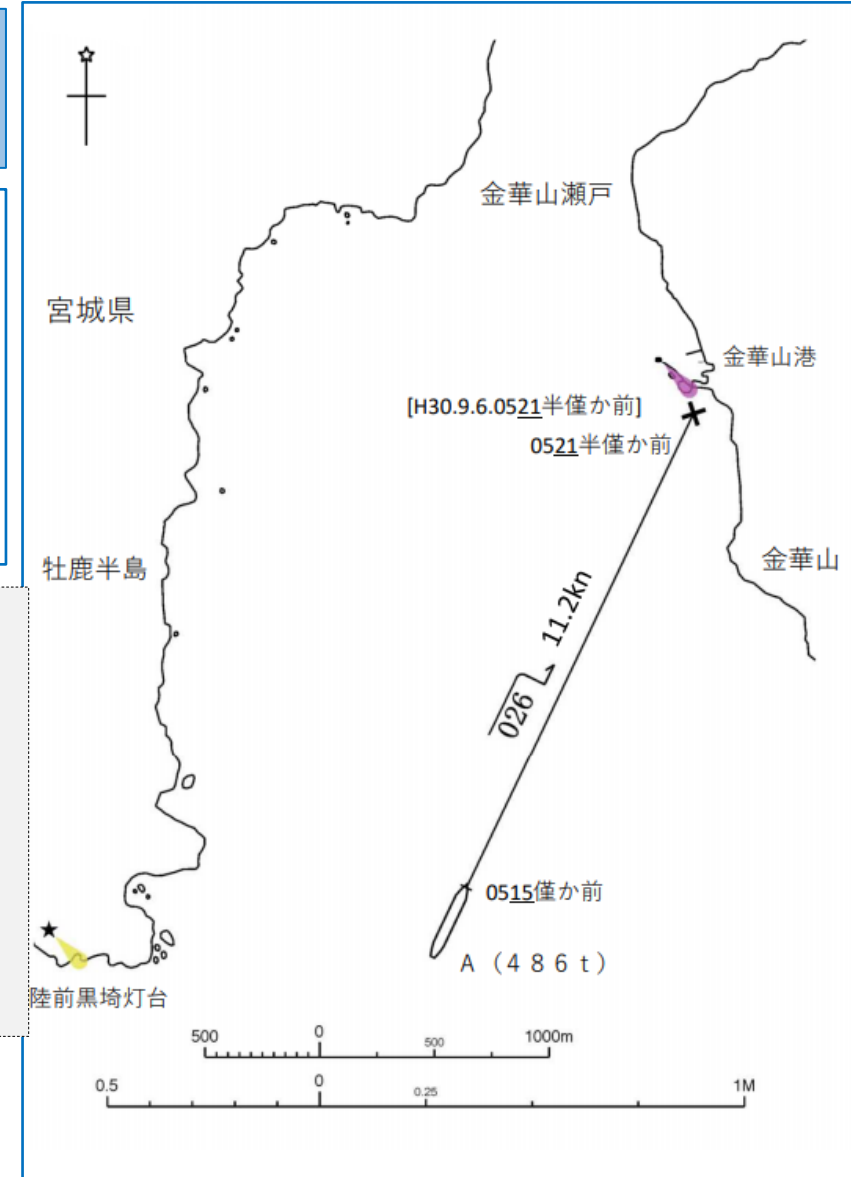
宮城県金華山西岸

## 【死傷者】

なし

## 【損傷等】

船底外板に破口等  
のち廃船処理  
海底電力線を損傷



## 【受審人】

二等航海士：四級海技士(航海) → 1箇月業務停止

## 《懲戒》

1箇月業務停止